

静岡地方裁判所委員会議事概要

(静岡地方裁判所委員会事務局)

平成17年7月5日(火)に開催された第4回静岡地方裁判所委員会における議事の概要は、次のとおりです。

1 日 時 平成17年7月5日(火)午後1時30分～午後4時30分

2 場 所 静岡地方裁判所大会議室

3 出席者

(委員)

天野嘉之, 大坪 檀, 小池充夫, 佐藤エイ子, 塩沢忠和, 志田 洋, 谷川 治,
堀田尚志, 望月 浩, 吉戒修一, 渡邊高秀(敬称略)

4 議事

新委員の自己紹介(吉戒委員)

委員長選出(発言内容の要旨は,別紙1のとおり)

吉戒委員を委員長として選出した。

委員の再任について

7月31日で2年の任期が満了することになる1号委員(学識経験者)8人及び2号委員(弁護士)2人の再任については,「推薦母体の意向に従いたい。」との意見が1人の委員から出されたほかは,その他のすべての委員から再任の意向が確認された。

裁判員制度の概要説明

志田委員から説明があった。

裁判員制度説明会結果報告

5月26日(木)に静岡地方裁判所で開催された「裁判官による裁判員制度説明会」の実施結果報告として,当日,第2班の「裁判官との質疑応答」に参

加した裁判官から，当日の様子等が報告された。

意見交換（発言内容の要旨は，別紙２のとおり）

5 次回委員会の開催予定日

各委員の都合を確認して後日調整する。

なお，次回期日は，平成１７年１２月ころとする。

6 閉会后，委員長による報道記者レクチャー（所長室）

(別紙1)

委員長選出

3月22日付けで静岡地方裁判所長の富越委員長が東京高裁に異動され、委員長が不在となっておりますので、委員長の選出が必要になります。地方裁判所委員会規則第6条1項には、「委員会に委員長を置き、当該委員会の委員の互選により選任する。」とあり、委員の互選によりお願いすることとなっております。どなたか御推薦をいただきたい。

これまでも申し上げてきたとおり、委員長は法曹三者以外の方になっていただきたい。これまでの委員長代理としての議論の進め方を見ても、大坪委員長代理に委員長をお願いしたい。

大坪委員は御多忙ですし、やはり、地裁所長の吉戒委員でよろしいのではないのでしょうか。

これまでの地裁所長の人事異動を見ても、どうしても短期で交替してしまっているのです。この委員会の目的、趣旨及び司法制度改革の様々な形の中で、この委員会が制定された趣旨からしても、できることなら、委員長は法曹三者以外の方になっていただきたい。ごり押しするつもりはありませんので、皆様方の意見に従います。

委員会のこうした資料等を揃えていただくなど、事務局との連絡等も考えると現実的ではありませんので、吉戒委員でお願いしたいと考えます。

吉戒委員に委員長をお願いしたいかがでしょうか。

異議なし。

(別紙2)

意見交換の要旨

裁判員の就職禁止事由の中には、大学の法律学の教授や助教授が挙げられているが、講師が挙げられていない。講師も挙げるべきと思われるが、何か理由があるのだろうか。

大学の法律学の教授や助教授の場合、法曹資格を有する場合があるが、講師は有さないもので、特に就職禁止事由として挙げられなかったものと思われる。

例えば、暴力団抗争による殺人事件のような場合、関連の暴力団員が裁判員として選ばれる可能性はないのか。

選挙権を有する者の中から裁判員が選ばれる以上、その可能性が全くないとまでは言えない。

裁判員を選任するに際しては、裁判員候補者に対して、裁判長のみならず、検察官や弁護士からも裁判長を通じて質問ができる。

検察官や弁護士は、裁判員候補者について、理由なき不選任の請求もできるので、そういった事態はまず起こらないのではないのか。

仮に裁判員として選任されたとしても解任の手続が担保されているのではないのか。

裁判員裁判が始まってから解任となると、それまでの手続の信頼性を失うことになる。

いずれにしても、裁判員の選任に際しては、そういった事態とならないように、厳格なチェック態勢が要求されるということではないのか。

5月26日に静岡地裁で行われた「裁判官による裁判員制度説明会」に参加したが、説明役の裁判官が緊張していたこともあり、説明が分かりづらかった感がある。もう少し、リラックスして説明してくれれば、分かりやすかったと思う。また、裁判官とのディスカッションにおいて、特定の人が集中

的に質問し，1問1答のやりとりになって，消化不良の人も多かったように思われた。今後の説明会においては，やり方をもう少し工夫してはどうか。

裁判官は，講演のような人前で話す機会が非常に少ないのが実情なので，今後は，そのような機会を多く設けるとともに，説明会のやり方についても工夫していく必要があると考えている。

当日の説明会で隣りあわせた参加者の女性が，「仮に自分が裁判員として死刑判決を出したら，その人の人生を狂わせることにもなりかねず，とても不安を感じる。」と話していた。裁判員には，何か裁判員裁判に関する研修のようなものが必要なのではないのか。

また，裁判所を会場とした説明会もよいが，出前講座的な説明会を実施すれば，国民にとってより身近に感じられるのではないだろうか。

先日，当庁の裁判官のお子さんが通っている小学校のPTA役員から裁判員制度等に関する説明を求められ，裁判官が説明に出向いたことがあった。今後は，先方からの依頼を待つだけでなく，裁判所から積極的に出向いて広報活動を行う必要があると考えている。

大学の説明会等をやる際，大学の先生に説明させると分かりづらいので，テレビ局等のアナウンサーにお願いしたところ，よく勉強して非常に分かりやすく説明してくれた。裁判所においても，説明役としてテレビ局のアナウンサーなど上手にしゃべる人にお願いしてはどうか。

また，裁判員制度について「身近で，速くて，頼りがいがある」ことがスローガンとして掲げられているが，これではアピールに欠けると思われる。裁判員制度は正に民主主義の精神に基づくものであるのだから，国民に関心を持ってもらうためには，まずその点を強くアピールする必要があると思う。

一番スピーチがうまいのは政治家で，その次は弁護士であり，検察官は弁護士に比べ，スピーチ力が足りないと言わざるを得ないのが現状である。そこで，検察庁では，若手検察官を中心に，冒頭陳述等を分かりやすい言葉に

置き換えて説明する訓練を始めている。また、目で見ることがより分かりやすいことから、公判時にプロジェクターを利用しての説明なども検討しているところであり、先日行われた刑事裁判では、裁判体や弁護人からの了解を得た上で、試験的に法廷内にプロジェクターを持ち込んで冒頭陳述の際に利用したところである。

今後、裁判員裁判が実施されれば、裁判員に対してより分かりやすい説明が求められることから、検察庁としても、更に試行錯誤しながら色々な取組を行っていきたいと考えている。

弁護士会では、日本司法支援センターをより実効性のあるものにしようと立上げに協力する一方で、各地の公民館に弁護士が出向き、裁判員制度等の説明を行っている。今後は、静岡だけでなく、沼津や浜松においても大きなイベント等を企画するなど、積極的に広報活動を行っていきたいと考えている。

ところで、静岡県の場合、裁判員裁判は、本庁だけでなく沼津支部や浜松支部でも取扱うことになるのか。

現段階では決まっておらず、中央で検討中である。

本庁だけでやるとなると、例えば、下田から選ばれた裁判員は大変だと思う。そのような地域の人にも不公平とならないように制度が運用されるべきだと思われる。

裁判員制度を理解することも重要であるが、裁判手続自体が難しいので、もっと手続等を分かりやすくしていくことが必要であると思う。例えば、「呼出状」という書面にしても表現が高圧的で、せいぜい「通知書」くらいにしないと受け取った人としては良い気分ではない。

その意見は、是非議事録に残しておいてほしい。全く同感である。

例えば、「お知らせ」のような表現に変えることはどうか。

呼出しに反して出頭しなければ過料の制裁がある場合があり、単に「お知

らせ」としたのでは、書面の持つ意味の正確性に欠けることになる。標題を変えるにしても、単に表現の問題だけでなく、中身の問題も十分検討していく必要があると思う。

役所は呼び出すのが当たり前だと考えているが、そういうお上意識はおかしい。国民が裁判員制度を理解するためには、法的な用語をなるべく分かりやすく表現していくことが重要であることは間違いない。「呼出状」についても、例えば、広告会社のコピーライターに依頼して検討させれば、妙案が出てくるのではないか。

辞退事由の中に「自らが処理しなければ事業に著しい損害が生じるおそれのある重要な用務」とあるが、何が「重要な用務」に当たるのか不明確であると思われる。

サラリーマンの場合には、会社が理解してくれれば良いが、例えば、一人でやきとり屋を経営している場合などにおいても、辞退事由に当たらないとすれば、生活に困ることにならないか。

これは、経済的な補償の程度にも影響する問題ではないだろうか。まだ、裁判員の具体的な日当の額は示されていないが、5月下旬に日本弁護士連合会がニューヨークに調査に行った際、陪審員の日当は、以前は1日12ドルであったものが、現在では1日40ドルに引き上げられたという話を聞いている。

辞退理由の有無についての判断は厳しく解釈される方向になるのか。

今は何とも言えないが、運用の中で収れんしていくことになるだろう。

他庁の地裁委員会の取組をホームページ等で調べてみたところ、アンケートを実施しているところもあるようだ。呼出状の名称の在り方をはじめ、静岡でも裁判所の来庁者からアンケートをとってみてはどうか。

裁判員として来てほしい人でも、都合で来れない人もいる。そうした人たちからアンケートがとれないか。

次回は、法務省の裁判員制度広報用ビデオを上映してもらって、それについて議論するのもいいかもしれない。

検討してみたい。次回は、裁判員制度の広報をテーマとして意見交換してはどうか。

特に学校教育の場で広報していく必要性を強く感じているので、それが良いと思う。

異論なし。